

## 介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱

7福祉高施第2224号  
令和8年3月18日

### (目的)

第1条 介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があるが、本事業は、物価上昇の影響がある中でも、食事提供サービスを円滑に継続するための支援を行うことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる機関に委託することができるものとする。

### (事業内容)

第3条 本事業は、食事提供サービスを円滑に継続できるよう、基準費用額と食材費の実態の乖離に対しての支援を行う。

### (対象施設)

第4条 本事業の対象施設は、東京都内に所在する次に掲げる介護施設等とする。

- ア 特別養護老人ホーム
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護医療院
- エ 養護老人ホーム
- オ 軽費老人ホーム
- カ 短期入所生活介護（空床利用を除く。）

### (秘密の保持)

第5条 本事業に関わる関係者は、業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### (その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年3月18日付7福祉高施第2224号）

この要綱は、決定の日から施行する。